

ご遺族の方へ

羽村市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

羽村市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、各担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

羽村市役所 042-555-1111(代表)

もくじ

1. 死亡届について	p.5
2. 住民票について	p.6
3. 障害福祉の手続きについて	p.7
4. 年金の手続きについて	p.7
5. 介護保険について	p.8
6. 高齢福祉の手続きについて	p.8
7. 国民健康保険について	p.9
8. 後期高齢者医療制度について（75歳以上の方）	p.9
9. 葬祭費について（国民健康保険、後期高齢者医療制度）	p.9
10. お子さままたはお子さまの保護者が亡くなられたとき	p.10
11. 税金の手続きについて	p.11
12. 亡くなられた方が市営住宅入居者の場合	p.13
13. 亡くなられた方から農地を相続したとき	p.13
14. 市民相談窓口について	p.14
15. 外国籍の方の届出について	p.15
16. お問い合わせ窓口一覧	p.16
17. その他の主な手続き／チェックリスト	p.17

チェックシート

亡くなられた方について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

	確認事項(亡くなられた方について)	チェック	該当 ページ
住民票	亡くなられた方を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.6
	外国籍でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.15
障害 福祉	障害者手帳をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.7
年金	国民年金を受給または、加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.7
介護 保険	65歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.8
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
健康 保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.9
	75歳以上の方でしたか？(後期高齢者医療制度)	☐ はい ☐ いいえ	
子育て	お子さままたはお子さまの保護者でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.10
	児童手当などを受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	①乳②子③青④親 医療証をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
税金	前年中に給与や年金などの収入はありましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.11
	固定資産(土地・家屋)をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
	軽自動車やバイク、原動機付自転車をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.12
その他	市営住宅に入居していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.13
	会社員でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.17
	個人事業主でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.18
	墓地の使用者(名義人)でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p.26

3カ月以内

4カ月以内

- 相続放棄・限定承認
- 相続財産調査
- 相続人調査
- 遺言調査・遺言書の検認

(20、21ページ参照)

- 所得税の準確定申告(21ページ参照)

届出・手続き

- 相続人代表者の届出(12ページ参照)
- 公共料金等の手続き(26ページ参照)
- 年金関係の手続き(7ページ参照)
- 世帯主変更・健康保険(6ページ、9ページ参照)
- 死亡届等(5ページ参照)

10カ月以内

- 相続税の申告(21ページ参照)
- 払戻・解約・名義変更等
- 遺産分割協議(20ページ参照)

1年以内

- 遺留分侵害額請求

3年以内

- 相続登記申請(21ページ参照)

羽村市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、16ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈16ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈17ページ〉
羽村市以外で
必要な手続きの一覧

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

◇羽村市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:00)】

市役所1階市民課受付係

【夜間及び休日】

市役所地下1階警備員室

なお、警備員室で届出をお預かりした場合、火葬許可証は翌日にお渡しします。また、翌日
以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日・年末年始を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日~14日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

2. 住民票について ※亡くなられた方が羽村市に住民登録がある場合

◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した市区町村役所・役場から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となるため、ご連絡をお願いします。

◇印鑑登録証（はむら市民カード）の返納

羽村市に印鑑登録をされていた方が亡くなられたときは、印鑑登録証（はむら市民カード）を返納してください。

◇マイナンバーカードの返納

マイナンバーカードを所有していた方が亡くなられたとき、カードは自動的に廃止となります。返納の義務はありませんが、希望する場合には返納することもできます。ただし、相続手続等で必要となる場合もありますので、諸手続きが終わるまで保管することをおすすめします。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 受付係

☎ 042-555-1111 内線121~124、133、134、136

3. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、障害に関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

◇必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳(愛の手帳)
- ・精神障害者保健福祉手帳

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

障害福祉課 障害福祉係

☎ 042-555-1111 内線172~174

4. 年金の手続きについて

◇年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給者死亡届や未支給年金の請求、遺族年金等の手続きが必要になることがあります。

国民年金にのみ加入していた方は市役所でお手続きが可能な場合があります。

厚生年金・共済年金等に加入歴がある場合は、日本年金機構「ねんきんダイヤル」(☎ 0570-05-1165)や加入年金団体でのお手続きとなります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 高齢医療・年金係

☎ 042-555-1111 内線135、137、138、140

5. 介護保険について

介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人代表者の印鑑、口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

◇必要なもの

- ・介護保険被保険者証等
- ・印鑑
- ・口座番号のわかるもの(通帳等)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高齢福祉介護課 介護保険係

☎ 042-555-1111 内線143~144、149

6. 高齢福祉の手続きについて

65歳以上の方等が亡くなり福祉サービス(上下水道料金助成、福祉電話の利用等)を受けていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

高齢福祉介護課 高齢福祉係

☎ 042-555-1111 内線176~178

7. 国民健康保険について

国民健康保険に加入している世帯の世帯主が亡くなられた場合、国民健康保険税や保険給付に関わる権利義務が相続人に継承されます。下記の必要書類をご提出ください。

※必要書類の提出がない場合、国民健康保険税納税通知書の送付のために保険係から法定相続人に通知を送付することがあります。

◇必要なもの

- ・相続人代表者指定届（相続人全員の署名があり、相続割合が記入されたもの）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

市民課 保険係
☎ 042-555-1111 内線125~129

8. 後期高齢者医療制度について（75歳以上の方）

後期高齢者医療制度に加入されている方（75歳以上の方）が亡くなられた場合、後期高齢者医療被保険者証（保険証）または後期高齢者医療資格確認書をご返却ください。また、高額療養費支給申請、高額介護合算療養費支給申請等のお手続きが必要な場合がありますので、下記のものをお持ちください。

◇必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証（保険証）または後期高齢者医療資格確認書
- ・相続人代表者の口座番号がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・相続人代表者の印鑑

9. 葬祭費について（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

「羽村市の国民健康保険に加入されている方」及び「東京都の後期高齢者医療制度に加入されている方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

◇申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の保険証または資格確認書（既に返還された場合は不要です。）
2. 喪主の印鑑（朱肉を使うもの）
3. 葬祭を行ったことが確認できるもの（葬祭費用の領収書、会葬礼状等）
4. 喪主の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
5. 喪主の本人確認書類
6. 申請に来庁する方の本人確認書類

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

国民健康保険
市民課 保険係
☎ 042-555-1111 内線125~129

後期高齢者医療制度
市民課 高齢医療・年金係
☎ 042-555-1111 内線135、137、138、140

10. お子さままたはお子さまの保護者が亡くなられたとき

大切なお子さまが亡くなられたとき、ご家族ははかり知れない深い悲しみの中にいらっしゃることと思います。悲しみがこころやからだに与える影響は、ひとりひとり異なります。保健師等がお気持ちを聞かせていただきますので、ご連絡ください。また、民間団体が主催している、分かち合いの会などもあります。市公式サイトに掲載していますので、二次元コードを読み取りご覧ください。



二次元コード

市公式サイト（お子さまが亡くなられた方へ）

子供に関する手当や医療費助成等を受けていたお子さままたはその保護者が亡くなられたときは、お手続きが必要になります。また、18歳以下のお子さま（障害がある場合は20歳未満）を養育されている方（父または母等）が亡くなられたときは、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

お子さまが亡くなられた方の相談
こども家庭センター 母子保健・相談係
☎ 042-555-1111 内線692~695
相談日時:平日月曜日~金曜日 午前8時30分から午後5時(休日及び年末年始除く)

手当・医療費助成について
子ども政策課 子ども政策係
☎ 042-555-1111 内線235~237

11. 税金の手続きについて

◇住民税（市民税・都民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が承継されますので、「相続人代表者指定届」を提出してください。その後、相続人代表者に住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税（市民税・都民税）

課税課 市民税係

☎ 042-555-1111 内線162~165、155、189

所得税の準確定申告・相続税の申告

青梅税務署（東京国税局電話相談センター）

☎ 0428-22-3185（自動音声に従って「1」を選択してください）

◇固定資産税・都市計画税

市内にある固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、その固定資産は現所有者（相続人全員）の共有財産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。相続人代表者指定届または、現所有者申告届を提出してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

課税課 資産税係

☎ 042-555-1111 内線 152~154、156~158

◇軽自動車税（種別割）

バイク・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、相続人への名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー
課税課 市民税係
☎ 042-555-1111 内線 162~165、155、189

125ccを超えるバイク
東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2034

三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会 東京主管事務所八王子支所
☎ 050-3816-3103(コールセンター)

◇税金や保険料の書類を受領する代表者の届出（相続人代表者指定届）について

亡くなられた方の税金や保険料について、円滑にご案内するため、「相続人代表者指定届」をご提出ください。相続人のなかから代表して、税金や保険料に関する書類を受領していただく方を指定することができます。

相続人の方に円滑なご案内ができますので、「相続人代表者指定届」をご提出ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

納税課 納税担当
☎ 042-555-1111 内線179、190

以下の手続きに関連してきます。

「介護保険」⇒P8

「国民健康保険」「後期高齢者医療制度」⇒P9

「住民税(市民税・都民税)」「固定資産税・都市計画税」⇒P11

「軽自動車税(種別割)」⇒P12

12. 亡くなられた方が市営住宅入居者の場合

市営住宅の名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築課へお問い合わせください。

◇必要な手続き

どなたがお亡くなりになられたかにより、手続きが異なります。

(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合

……名義を引き継ぐ手続き(住宅使用者承継願・世帯員変更届)※

(2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合

……住宅を返還する手続き(住宅返還届)

(3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合

……異動の手続き(世帯員変更届)

※住宅使用者承継願は、基準を満たさない場合承継できません。

承継できない場合は、退去の手続きが必要になります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

建築課 維持管理係

☎ 042-555-1111 内線 256

13. 亡くなられた方から農地を相続したとき

届出が必要になりますので、農業委員会までご連絡ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

農業委員会事務局

☎ 042-555-1111 内線 661、663

14. 市民相談窓口について

相続等でご不明なことなどがありましたら、市では「法律相談」・「税務相談」・「相続・遺言等暮らしの事務相談」「登記相談」を行っております。相談をご希望の方はお問い合わせください。（事前に予約が必要です。）

▼法律相談

毎月第1木曜日・第2金曜日・第4土曜日

▼税務相談

毎月第1火曜日

▼相続・遺言等暮らしの事務相談

毎月第2火曜日

▼登記相談

偶数月第3火曜日

※上記は原則の相談日です。日時については市民相談係にご確認ください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

秘書広報課 市民相談係

☎ 042-555-1111 内線 540、541

身近な方や大切な方が自殺（自死）で突然亡くなられたときの心身の相談先

身近な方や大切な方が亡くなられたとき、ご家族ははかり知れない深い悲しみの中にいらっしゃることと思います。いろいろな感情が起こり、こころやからだなどに与える影響は、一人一人異なります。保健師がお気持ちを聴かせていただきますので、ご連絡ください。

自死遺族の方の相談先

健康課 健康推進係

☎ 042-555-1111 内線624～626

◆外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、出入国在留管理庁に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

◆必要なもの

- ・在留カードまたは特別永住者証明書

◆亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡の日から14日以内に出入国在留管理庁への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

【返納先】

〒186-0001 東京都国立市北3-31-2
立川法務総合庁舎 東京出入国在留管理局 立川出張所
☎ 042-528-7179

【郵送先】

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局 おだいば分室
☎ 03-3599-1068

16. お問い合わせ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口
p.5	死亡届について	市民課 受付係	市役所1階2番窓口
p.7	障害福祉の手続きについて	障害福祉課 障害福祉係	市役所1階7番窓口
p.7	年金の手続きについて	市民課 高齢医療・年金係 日本年金機構「ねんきんダイヤル」	市役所1階3番窓口 ☎ 0570-05-1165
p.8	介護保険について	高齢福祉介護課 介護保険係	市役所1階8番窓口
p.8	高齢福祉の手続きについて	高齢福祉介護課 高齢福祉係	市役所1階8番窓口
p.9	国民健康保険について	市民課 保険係	市役所1階3番窓口
p.9	葬祭費について	市民課 保険係 市民課 高齢医療・年金係	市役所1階3番窓口 市役所1階3番窓口
p.10	お子さままたはお子さまの保護者が亡くなられたとき	(お子さまが亡くなられた方の相談) こども家庭センター 母子保健・相談係 (手当・医療費助成について) 子ども政策課 子ども政策係	羽村市保健センター ☎ 042-555-1111 内線692~695 市役所2階3番窓口
p.11	住民税(市民税・都民税)について	課税課 市民税係	市役所1階0番窓口
p.11	所得税、相続税について	青梅税務署	☎ 0428-22-3185
p.11	固定資産税・都市計画税について	課税課 資産税係	市役所1階0番窓口
p.12	軽自動車税(種別割)について	〈原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー〉 課税課 市民税係 〈125ccを超えるバイク〉 東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2034 〈三輪・四輪の軽自動車〉 軽自動車検査協会 東京主管事務所八王子支所 ☎ 050-3816-3103	市役所1階0番窓口
p.13	市営住宅関係の手続きについて	建築課 維持管理係	市役所2階7番窓口
p.15	外国籍の方が亡くなられたときの特別永住者証明書(外国人登録証明書)の返納先、郵送先について	〈返納先〉 〒186-0001 東京都国立市北3-31-2 立川法務総合庁舎 〈郵送先〉 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局 おだいば分室	
p.15	亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の方の場合	立川法務総合庁舎 東京出入国在留管理局 立川出張所	☎ 042-528-7179

17. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、請求者の戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号等 〈手続き先〉 日本年金機構「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165 〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

下記の各種届出書を羽村市 課税課市民税係または税務署にご提出ください。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。 ※は羽村市 課税課 市民税係にも 提出してください。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書※	1ヵ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

個人事業の開業・廃業等届出書
課税課 市民税係

☎ 042-555-1111 内線162~165、155、189

各種届出書
青梅税務署

☎ 0428-22-3185 (自動音声に従って「2」を選択してください。)

◇改葬の手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の墓地の管理者から下記の書類を発行してもらいます。詳細については、墓地の管理者にお問い合わせください。

・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。詳細については、墓地の管理者にお問い合わせください。

3 改葬許可証の受け取り

遺骨を移す際に必要な手続きです。

必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
提出先（受取先） 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨の取り出し

墓地の管理者にお経などを上げてもらう相談をしてから遺骨を取り出します。一般的に遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこの石材店にするか決めておきます。

5 納骨

改葬先の墓地の管理者に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

〈お問い合わせ〉

・改葬許可証の発行について
市民課受付係 ☎ 042-555-1111 内線133

・富士見霊園墓地の返還及び改葬について
生活環境課生活環境係 ☎ 042-555-1111 内線204、205

・墓じまいについて
墓地の管理者にお問い合わせください。

◇法定相続情報証明制度について

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。

その後の相続手続きは、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

詳しくはこちらをご覧ください。



法務局ホームページ
（「法定相続情報証明
制度」について）

◇自筆証書遺言書保管制度について

自筆証書遺言書保管制度は、遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書を預けることができる制度です。今まで自宅に保管されることが多かった自筆証書遺言書の紛失や隠匿を防止するために、公共機関である法務局が保管します。

詳しくはこちらをご覧ください。



法務省ホームページ
（自筆証書遺言書
保管制度）

◆その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、不動産が所在する市区町村役所・役場で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市区町村役所・役場等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

◆戸籍謄本の広域交付について

本籍地以外の市区町村の窓口で、戸籍や除籍の全部事項証明書を請求できます。
詳しくはこちらをご覧ください。



羽村市ホームページ
(戸籍の謄本等の広域交付)

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	自己の為に相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☒	所得税の準確定申告	相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	被相続人の死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産等の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+(600万円×法定相続人の数)
☒	相続登記	相続等により不動産の取得を知った日から3年以内	令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化となりました。詳しくはこちらをご覧ください。  法務局ホームページ (相続登記申請の義務化)

こころの悩み相談

- ・東京都自殺相談ダイヤル
～こころといのちのほっとライン～
☎0570-087478(12時～翌朝5時30分)
- ・東京都立多摩総合精神保健福祉センター
(多摩地域)
☎042-371-5560(平日9時～17時)
- ・東京都夜間こころの電話相談
☎03-5155-5028(17時～21時30分)
- ・東京多摩いのちの電話
☎042-327-4343
(10時～21時、第3金・土は24時間)
- ・東京自殺防止センター
☎03-5286-9090
(20時～翌朝2時30分、月22時30分～
翌朝2時30分、火17時～翌朝2時30分)
- ・グリーフケア・サポートプラザ
(自死遺族傾聴電話)
☎03-3796-5453(火・木・土11時～17時)
- ・全国自死遺族総合支援センター
(自死遺族相談ダイヤル)
☎03-3261-4350(木・日12時～18時)

遺族の集い

- ・グリーフケア・サポートプラザ
「分かち合いの会」
開催日時：毎月第3日曜日
(14時～16時頃)
オンライン方式：毎月第1土曜日
(14時～15時30分頃)
お問い合わせ先：☎03-5775-3876
(木12時～16時)
- ・生と死を考える会
お問い合わせ先：☎03-5577-3935
(火・金13時～17時)

借金(相続や放棄)についての相談

代理人(弁護士、認定司法書士)からの通知で取立てはストップします。
相続の放棄は、期限が定められているので御確認ください。

- ・弁護士会四谷法律相談センター
☎03-5312-2818
(平日9時30分～18時、土12時～15時)
- ・法テラス(日本司法支援センター)
☎0570-078374
(平日9時～21時、土9時～17時)
- ・三多摩総合相談センター(立川)
☎042-548-3933(平日10時～16時)
- ・東京都消費生活総合センター
(消費生活・多重債務)
☎03-3235-1155(月～土9時～17時)

労災の補償等についての相談 ——

- ・過労死110番全国ネットワーク
(過労死・過労自殺)
☎03-3813-6999
(平日10時～12時、13時～17時)

生活支援についての相談 ——

- ・東京都ひとり親家庭支援センター
はあと多摩 (ひとり親家庭の生活相談)
☎042-506-1182
(9時～17時30分、火・金9時～19時30分)

遺児への支援 ——

- ・あしなが育英会
【奨学金】
☎03-3221-0888
【心のケア】
全国小学生遺児のつどい
(あしながレインボーハウス)
☎042-594-2418

大切なお子さまを亡くされた方 ——

- ・SIDS (乳幼児突然死症候群)電話相談
☎03-5320-4388
相談日時: 毎週金曜日
午前10時から午後4時
(休日及び年末年始除く)

大切なお子さまを亡くした気持ちを分かち合いたい方

- ・お空の天使パパ&ママの会 (WAIS)
<https://waiskt.org/> (外部リンク)

- ・お空の天使パパ&ママの会 天使の保護者ルカの会
<https://tenshi-rukanokai.jpn.org/>

その他、どこに相談して良いかわからないとき

生きる支援の総合検索サイト
～いのちと暮らしの相談ナビ～
<http://lifelink-db.org/>

◇ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☒	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証 死亡の事実を確認できる書類 届出人の身分証明書
☒	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 死亡の事実を確認できる書類 届出人の身分証明書
☒	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
☒	水道料金の 名義変更・解約		羽村市水道事務所 ☎ 042-554-2269	
☒	NHKの名義変更・解約		NHK	
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☒	自動車・バイク等の廃車		市区町村役所・役場 陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能
☒	墓地の承継(名義変更) *故人が名義人 だった場合		墓地の管理事務所等	手続き窓口 にお問い合わせください。
☒	納骨	納骨 までに	富士見霊園の場合は 羽村市生活環境課 ☎ 042-555-1111 内線204・205	墓地の使用許可証 埋火葬許可証 *埋火葬許可証とは、 死体火葬許可証に火葬の 執行印を受けたものです。

井澤会計事務所
井澤行政書士事務所

相続

想 い を
大 切 に

相続人の確定

相続財産の調査

分割協議書の作成

相続税申告

相続に関するさまざまなご相談、
アドバイス、サポート、手続代行をいたします

初回相談無料



井澤会計事務所

大きな耳で誠実に応えます

〒205-0011東京都羽村市五ノ神3-15-15

☎042-555-2587

souzoku@izawa-kaikei.jp

<https://izawa-kaikei.jp>

井澤会計事務所



諸手続きをワンストップで行えます

まずはお気軽にお電話ください

遺品整理 買取 片付け・相談

羽村市のご遺族様のお悩みご相談ください



こんなお悩みはございませんか？



- ☑ 遠方のため自分で作業ができない
- ☑ 価値のあるものは買い取ってもらいたい
- ☑ ものが多くて匂いもあるけど大丈夫かな？
- ☑ 仏壇や人形の供養などはしてもらえるのかなどなど

当社がご遺族のお困りごとを**アシスト**します。
自動車の買取、名義変更、廃車手続き、
空き家のご相談も承っております。

本誌ご持参で
お見積頂いた方に
アマゾンギフト
カード(1,000円)
プレゼント

お気軽にお問い合わせください。

 **0120-546-084**

☎ 080-5436-9173 受付時間 9時～18時

片付けアシスト

埼玉県狭山市広瀬台 3-39-10
<https://katazukeassist.com/>



■古物商許可証 第 452540012096 号
■遺品整理士 IS27885 ■事故現場特殊清掃士 第 CSC03768 号
■産業廃棄物収集運搬許可 第 245538 号

宗教・宗旨・宗派は問いません
後の維持費等、一切不要です

梅岩寺 樹木葬

樹齢百五十年の
枝垂れ桜の下で眠るカタチ

10万円
1霊位

駅近の魅力！ JR青梅駅より徒歩3分

永代供養墓と墓じまいが付いて

39.8万円～
家族墓



※画像はイメージです

販売概要【セット内訳】

- 永代使用料込み ■墓石・工事代金込み
- 石種の選択自由 ■撤去工事代金込み
- 5年間補償付き ■永代供養墓付き

※石種により価格変動

※墓石工事代金には別途消費税



梅岩寺所在地：東京都青梅市仲町235

お問合せ

0120-148-408

販売総合受付：営業時間 9時～17時



有限
会社

メモリアル・ハート

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-3-8YKB新宿御苑ビル4F

保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと **[相談無料]**

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでのお申し込みはこちら

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少額-資料-2409-001



相続

ご相談ください

なんでも

あゝあ
こまったな



お客様から選ばれる 5 つの理由

1

相続専門の特化型事務所

相続税申告件数年間 40 件以上の経験と実績があり、他の税理士からの依頼もあります

2

安心の料金事前提示

インターネットでも料金体系を明示しているため、過大請求の心配がありません

3

相続手続きワンストップ対応

行政書士資格保有なので、遺産分割協議書作成もお任せください

4

万全の税務調査対策

税理士法第 33 条の 2 に規定された書面添付により、適正な申告であることの具体的な説明を追加します

5

お勤めの方、ご高齢の方も安心

日曜日や夜間の相談対応、ご自宅への訪問による相談対応も可能です

初回
相談無料

[http://
相続専門.jp](http://相続専門.jp)



税理士 鎌田 健吾

鎌田相続税理士事務所

税理士 第 132279 号 行政書士 第 22080408 号



高幡不動駅徒歩3分
TEL 042-525-0588

月・火・木・金 9時～17時 土 9時～13時



日野市高幡 702-10

相続手続き・相続税申告・不動産売却



のお困りごとをトータルサポート

相続・税金

に関するお手続きなら
小柳津会計事務所へご相談ください。

どんな小なお悩みでも迅速に対応いたします。



ご相談・御見積 無料

直接お話をお聞きした
うえで、わかりやすく
ご説明いたしますので、
お気軽にご相談いた
だけます。



土日祝の 対応可

平日お仕事をされてい
る方でも、お客様のこ
都合に合わせてお伺い
しておりますので、安
心してお任せいただけ
ます。



ワンストップの サポート体制

司法書士や弁護士、土
地家屋調査士等との強
固なネットワークによ
り、相続に関する様々
なケースへの迅速な対
応が可能です。



代表税理士 小柳津卓

相談無料 お問い合わせください

☎ **0120-951-955**

携帯電話 090-8808-2094 (年中無休)

経営革新等支援機関認定

アクセスはこちら

小柳津会計事務所



住所〒197-0023 東京都福生市志茂183-3 ディアホームビル2階 / ホームページ<https://oyaizu-kaikei.com/>

発行 羽村市市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年5月作成

